

**1. 基本情報**

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：イスラマバード特別区，パンジャブ州ラホール市，ファイサラバード市，シアルコット市
- (3) 案件名：内陸輸送貨物検査能力強化計画（Project for Strengthening Inspection Capability of Inland Transportation Cargo）
- (4) 計画の要約：本計画は，パキスタン国内の主要内陸物流拠点において，貨物検査設備を整備することにより，貨物検査能力の強化とともに非合法物資の流通抑制を図り，もってテロ発生リスクの低減に寄与するもの。

**2. 計画の背景と必要性****(1) 本計画を実施する外交的意義**

パキスタンは，世界第6位の人口を有し，アジアと中東の接点に位置するという地政学的重要性を有するとともに，テロ撲滅に向けた国際社会の取組において，重要な役割を担っている。同国内の平和と安定は地域のみならず国際社会全体の平和と安定にとって重要である。

本年1月の日・パ外相会談でも，河野大臣から，日本がテロとの闘いにおけるパキスタンの努力を評価する旨表明し，テロ対策分野においてパキスタンと緊密に協力する用意がある旨述べている。パキスタンのテロ対策能力強化に資する本計画は，右外相会談のフォローアップとしても位置づけられ，外交的重要性は高い。

**(2) 当該国における治安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け**

パキスタンのテロ事件発生件数は，2015年の1,009件から2016年に734件（米国務省「Country Reports on Terrorism 2016」）となり，年々減少傾向にあるが，イラク（2,965件），アフガニスタン（1,340件），インド（927件）に次ぐ世界第4位の規模で発生している。同国政府は，テロ対策を喫緊の課題として位置付け，武器保有の規制や国境警備の強化を図る等，武装勢力の活動抑制を強化している。

同国では，港湾，空港，国境地点のほか，内陸の13箇所に保税蔵置場を備える内陸物流拠点（以下，「ドライポート」という。）が存在し，現在，国際貨物の約25%はドライポートにおいて通関手続きが行われている。しかし，各ドライポートでは貨物検査設備がほとんど整備されておらず，非効率な通関手続きが円滑な物流を阻害する要因となっている。また，爆発物，武器，違法薬物等の非合法物資の検査を迅速かつ適切に実施できていない状況にある。

同国の国際貨物の通関業務を担う連邦歳入庁（Federal Board of Revenue）は通関手続きの効率化に向けた対応と同時に，増加する国際的なテロ行為への対策として，管轄する港湾等の税関において，2005年に世界税関機構が採択した「基準の枠組み」で求められる国際基準の貨物検査機材の導入を順次進めている。同国の国際物流は年々増加しており，ドライポートにおける貨物取扱量の割合も増加が見込まれることから，国内主要ドライポートにおける貨物検査設備の整備は喫緊の課題となっている。

内陸輸送貨物検査能力強化計画（以下「本計画」という。）は，同国の主要ドライ

ポートにおいて、貨物検査設備を整備することにより、通関業務の迅速化・効率化とともに、全貨物検査により非合法物資の流通抑制を図るものであり、同国におけるテロ発生リスクの低減に貢献することから、優先度の高い計画と位置付けられる。

### 3. 計画概要

#### (1) 計画概要

##### ① 計画内容

ア) 施設、機材等の内容：対象ドライポート、機材数の詳細は協力準備調査にて確認する。

【施設】貨物検査室 3～4 箇所（幅 20m×長さ 50m）

【機材】大型貨物用 X 線検査機材（車載用）3～4 基

##### イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、機材操作・維持管理にかかる研修等。詳細は協力準備調査にて確認する。

ウ) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

② 期待される開発効果：対象ドライポートにおける国際基準に合致した貨物検査数の増加、テロ発生リスクの低減、非合法物資の流通抑制等が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制：連邦歳入庁（Federal Board of Revenue：FBR）

④ 他機関との連携・役割分担：特になし。

⑤ 運営／維持管理体制：FBR が機材の運用、維持管理を担う。詳細は協力準備調査にて確認する。

#### (2) その他特記事項

##### ● 環境社会配慮カテゴリ分類：カテゴリ C

本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 4. 過去の類似案件の教訓と本計画への適用

過去の類似案件の評価等において、納品直後は問題なく使用できた機材が、現地メンテナンス業者の能力不足等により不具合が生じたことが指摘され、調達据え付け及び運営指導にかかる体制構築までを考慮して案件形成を行うべきとの指摘がなされている。本計画では、協力準備調査において、実施機関の維持管理能力、スペアパーツの供給状況と併せ、現地メンテナンス業者の能力を十分に確認し、適切な維持管理体制を検討する。なお、機材に関しては、日本製に優位性がなく、欧米製になる可能性があるため、運営指導が必須である。

以上

[別添資料] 内陸輸送貨物検査能力強化計画 地図

内陸輸送貨物検査能力強化計画 地図

